	事務事業名	21	1288	私立	ン幼稚	園事業										
	担当組織	こども青少年部				F部	部 保育幼稚園室					担当	á	管理・指導担当		
	組織コード	R1	18	04	00	会計・款・項・目・大事業・中事	_≇ R1	01	03	02	02	14	01	記入日		
ı	小丘小郎 一	H30 18		04	00			01	10	01 l	06	01 l	01	元人口	131H70 T 377 Z 1	

1. 事務事業の概要

	総合振興計画上の位置づけ										
基本目標	01	01 子どもの成長と生涯にわたる学びのまち									
分野	01										
施策	04	幼児教育の充実促進	● 対象外								
事業期間	昭和	4 7 年度 ~									
根拠法令 通 達 等	立幼 私立	園就園奨励費補助金交付要綱(国)、戸田市私 関連計画 稚園保育料補助金交付条例・施行規則、戸田市 関連計画 幼稚園振興補助金交付要綱、戸田市幼児教育施 施政方針 園児保護者助成金交付要綱他									
事業区分	0	法定受託事務 ○ 自治事務のうち義務的なもの ● 自治事務のうち	任意のもの								
対象	戸田	戸田市内私立幼稚園設置者・市内在住の私立幼稚園児等の保護者									
事業目的	保護者の経済的負担軽減並びに幼稚園経営の健全発展及び教職員の資質の向上を図ることにより、本市幼児教育の振興に行与することを目的とする。										
事業内容	文部科学省の基準や戸田市例規等の基準に基づいて、幼稚園等設置者に対して補助金・助成金の交付を行う(保護者宛についても設置者へ交付)。										
実施主体	■市	「による単独直営 □委託 (□3tク・財団 □企業 □市民·NPO) □協働・協力	()								

2. 実施結果

<u>=</u>	ノヘルビ									
			平成30年度		令和元年度]2年度		和3年度	令和4年度
			執行額(千円))	予算額 (千円)	計画額(千円)		計画額(千円)		計画額(千円)
			幼稚園設置者	Ť	幼稚園設置者	幼稚園設置者		幼稚園設置者		幼稚園設置者
		事 業 内 容	・保護者に約	合	• 保護者に給	・保護者に給		・保護者に給		・保護者に給
		7 X 11 T	付を行う		付を行う				を行う	付を行う
			13 2 13 3		112111	,,,				1,21,,
事		事 業 費	348,	742	241, 315	40, 753		40, 753		40, 753
(美の		国庫支出金	89,	300	42, 057	6, 900		6, 900		6, 900
事業の予算	財	県支出金		0	3, 450	6, 900		6, 900		6, 900
算	財源内訳	起債		0	0		0		0	0
実績	訳	その他	0		0	0		0		0
績		一般財源	259,	442	195, 808	26, 953		26, 953		26, 953
	•	人 件 費	3, 41	1. 5	3, 411. 5	3, 411. 5		3, 411. 5		3, 411. 5
	投入	常勤職員	0.5人		0.5人	0.5人		0.5人		0.5人
	人員	非常勤職員	0.32 人		0.32 人		0.32人		0.32人	0.32人
	-	事業費+人件費	352,	154	244, 727		44, 165		44, 165	44, 165
		指標名		単位	説明・算定式		H 2 9 目標		H30目標	R 1目標
		扫标石		平区	一	_ IL	H29集	績	H30実績	R 1 実績
۱.,	活動	計 補助金給付件数		/ш				. 628	2, 534	
目標達成状況	(1			件			2	, 510	2, 482	2 –
達	活動	助								
成	(2									_
状	成	果 補助金給付額		円			353, 384	, 000	353, 717, 000	210, 912, 000
況	(1						330, 365	, 000	334, 241, 000)
	成	果								
	(2									_
		人・活動・武用し	. + 1- 法武 +-							

A:活動・成果ともに達成した。

目標達成 状況 の分析 <判断理由>

申請のあった補助事業については支給されている。また、交付額については申請・補助対象に対して実施率・給付率ともに 1 0 0 %であることから、「A」とした。

3.評価結果

		評価結果		施策の目標達成に向けて貢献しているか。				
	28年度	29年度	30年度	A:施策の目標達成に大いに貢献している。				
施策への貢献度	A A A			<判断理由> 幼稚園を利用している保護者への助成や幼稚園への補助を通じて幼児教育の充実に対し貢献しているといえる。				
		評価結果		事業費・人件費の水準は適正か。				
	28年度 29年度 30年度			B:経費は適正な範囲である。				
経費水準	В	В	В	 ★ A:施策の目標達成に大いに貢献している。 〈判断理由〉 幼稚園を利用している保護者への助成や幼稚園への補助を通じて幼児教育の充に対し貢献しているといえる。 事業費・人件費の水準は適正か。 B:経費は適正な範囲である。 〈判断理由〉 保護者への助成額は、世帯の住民税額等で審査し助成金額を決定しているため事業費の水準としては適正であると判断する。 事業手法は適正か。 B:事業手法は適正な内容である。 〈判断理由〉 国の補助要綱等に則って行う事業であり、基準に沿った事業展開を行っている 受益の公平性と負担の適正化は図られているか。 長 B:受益・負担は適正な範囲である。 〈判断理由〉 				
		評価結果		事業手法は適正か。				
	28年度 29年度 30年度			B:事業手法は適正な内容である。				
事業手法	В	В	В	度 B:経費は適正な範囲である。 <判断理由> 保護者への助成額は、世帯の住民税額等で審査し助成金額を決定しているため事業費の水準としては適正であると判断する。 事業手法は適正か。 B:事業手法は適正な内容である。 <判断理由> 国の補助要綱等に則って行う事業であり、基準に沿った事業展開を行っている 受益の公平性と負担の適正化は図られているか。 B:受益・負担は適正な範囲である。 <判断理由> 保護者の住民税額等で審査し、助成金額を決定しているため、公平性があると				
	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。				
	28年度 29年度 30年度		30年度	B:受益・負担は適正な範囲である。				
受益・負担の公平性	В	В	В	保護者の住民税額等で審査し、助成金額を決定しているため、公平性があると判				

4. 平成30年度中に実施した見直し内容

11 170001721	1-2/110/2/2011
	国の就園奨励費補助金制度の改定に伴い、市民税所得割額が77,100円以下の世帯の第1子・第2子の補助 金額を増額した。
見直し内容	
	保護者の負担軽減を図ることができた。
見直しの効果	

5. 今後の方針

	│ ○ 1 現状で継続	○2拡大して継続	○ 3 縮小して継続	○ 4他事業と統合	○ 5休止
	● 6 その他見直し	○令和2年度で終了	〇令和元年度で終了	○平成30年度で終了	7
事業の方向性	く判断理由> 幼児教育の無償化に係 半期分)までの補助と		力金制度については今 年	E度で終了する。補助に	は、令和元年9月分(上
今後の取組方針	業予算の執行管理をし 3民生費に移管を予算	していたが、令和元年(をしている。また、この	6月議会にて予算の補正	Eを提案することとし、 E子育てのための施設等	é来、款10教育費で事 私立幼稚園事業は、款 詳利用給付が創設される いくこととする。